

清掃業務の委託料の積算について

入札説明書本文 3 (1) に掲げる清掃業務については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務積算基準（令和 5 年版）」及び「建築保全業務積算要領（令和 5 年版）」に基づき積算を行っておりますが、別記 4 に掲載する作業内容については、歩掛り以外（月間積算資料や見積りなど）を用いておりますのでご注意ください。

役務の名称：東部下水管理センター庁舎清掃業務

項 目		作業内容
定期 清掃	窓ガラス(仮設足場不要)	洗 浄
	窓枠(サッシ) (仮設足場不要 (アルミ・ステンレス))	除塵後よごれを洗剤等で洗浄し、拭き取る。
	繊維床	除塵後のカーペットを専用洗浄機を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かしてから起毛・調整する。